

倉敷市観光客誘致協議会 倉敷観光プレミアムクーポン事業 実施要綱

(目的)

第1条 この事業はワクチン接種済証等を提示し市内宿泊施設に宿泊した観光客を対象に、飲食店・土産物店などで利用可能なクーポン券を配付し観光消費を喚起することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内観光関連事業者の事業継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

2 この要綱において「ワクチン接種済証等」とは、新型コロナウイルス感染症対策本部が定めるワクチン・検査パッケージにおける予防接種済証等やPCR検査等の陰性の結果通知書等をいう。

3 この要綱において「クーポン券」とは、倉敷市観光客誘致協議会（事務局：公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー）が発行する「倉敷観光プレミアムクーポン」をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は倉敷市観光客誘致協議会（以下「事務局」という。）とし、予算の範囲内で事業を行うものとする。

(参加宿泊事業者)

第4条 クーポン券を宿泊客に配布する宿泊事業者は、倉敷観光コンベンションビューロー会員の宿泊事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項及び第6項に定める営業を行う施設を除く）のうち、施設が倉敷市内に立地し新型コロナウイルス対策取組宣言を行っている宿泊事業者とする。

2 但し、下記に該当する事業者はクーポン券の配布ができないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者
- (3) 事業実施にあたり必要な許認可を取得していないなど、法令関係を遵守していない者
- (4) 訴訟や法令遵守上において、事業実施に支障をきたす問題を抱えている者
- (5) その他、事業の趣旨・目的に照らして適当でないと倉敷市観光客誘致協議会会長が判断する者

(申請)

第5条 この事業への参加を希望する宿泊事業者は宿泊事業者登録申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、倉敷市観光客誘致協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は令和4年1月13日まで行うことができるものとする。

(登録及び交付)

第6条 会長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を速やかに審査し、適当であると認められる場合には事業者登録を行い、その旨を宿泊事業者登録完了通知書により通知し、登録宿泊事業者に対してクーポン券を1月20日までに交付するものとする。

2 会長は、申請書類を審査した結果、事業者登録を行わない場合には、宿泊事業者登録不採択通知書により通知するものとする。

(クーポン交付枚数)

第7条 登録宿泊事業者毎に交付するクーポン券の枚数は、各宿泊事業者の平成30年1月～3月期の合計宿泊者数を基準として事務局が指定するものとする。

(クーポン券配布)

第8条 登録宿泊事業者は、次の要件を全て満たす者に対して、1人1泊につき1枚のクーポン券を配布する。

(1) 登録宿泊事業者に宿泊料金を支払い宿泊する者

(2) 宿泊チェックイン時に本人確認書類及びワクチン接種済証等を提示し有効性が確認された者(但し、12歳未満の子供は、同行者が同居する親等の監護者が同伴する場合には提示は不要とする。)

2 一人当たりの配布枚数は10枚を限度とする。

3 チェックイン時に宿泊者に対しワクチン接種済証等の有無を確認するものとする。

(告知)

第9条 クーポン券の配布にあたり、登録宿泊事業者は配布する旨を配布期間内において自社のウェブサイトでの告知や予約時やチェックイン時の呼び掛け等で広く一般に周知するものとする。

(クーポン券配布期間)

第10条 クーポン券の配布期間は令和4年1月21日から3月31日までとする。

2 前項の期間内であっても、在庫が無くなり次第配布を終了するものとする。

(クーポン券の管理)

第11条 登録宿泊事業者は、交付を受けたクーポン券を厳重に保管・管理し、クーポン券の配布においては、配布日、宿泊者氏名、配布枚数、クーポン番号、在庫数、ワクチン接種済証等の有無、その他の記録を行うものとする。

2 配布期間内に配布を完了することができない場合は、事業終了後にクーポン券を事務局に返却するものとする。

3 クーポン券を破損した場合は、そのクーポンは使用せず保管し、事業終了後に事務局に返却するものとする。

(登録の取消し)

第12条 会長は、登録宿泊事業者が次に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 登録宿泊事業者が第4条に規定する対象者の資格を失ったとき

- (2) 提出された書類に虚偽があったとき
 - (3) 要綱に定める事項に違反したとき
 - (4) 事業の実施が不可能であると認められるとき
 - (5) その他、不正の行為等が認められたとき
- 2 会長は、上記の事由により登録宿泊事業者の登録を取り消す場合は、登録取消通知書により通知する。
 - 3 前項の規定により登録が取り消しとなった場合は、直ちにクーポン券の配布を中止し、クーポン券の在庫を事務局に返却するものとする。
 - 4 前項の場合でも、登録宿泊事業者は第14条に規定する実績報告を行うものとする。

(事業の中止及び停止)

第13条 会長は、登録宿泊事業者に対し、次に各号のいずれかに該当するときは、クーポン券の配布の中止又は停止を命ずることができる。

- (1) 登録宿泊事業者が、第4条に規定する対象者の資格を失ったとき
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の再流行などにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発出など新たな事態が生じたとき
 - (3) 登録宿泊事業者の事業の実施方法が不相当であると認められるとき
 - (4) 会長が特に必要と認めるとき
- 2 会長は、上記の事由により登録宿泊事業者に中止を求める場合は、事業中止通知書により通知する。

(実績報告)

第14条 登録宿泊事業者は事業終了後に実績報告書（別記様式第2号）に必要事項を記入し、令和4年4月10日までに必ず会長に提出しなければならない。

- 2 実績報告書には倉敷観光プレミアムクーポン管理台帳（別記様式第3号）の写し又はそれに準ずる資料を添付するものとする。

(関係書類の保存)

第15条 登録宿泊事業者は、本事業に係る関係書類を当該年度から3年間保管することとし、会長から提示を求められたときは速やかにこれに応じるものとする。

(検査及び報告)

第16条 会長は、必要があると認められるときは、登録宿泊事業者に対し事業の詳細な報告を求め、帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

事務フロー図

